

株主各位

東京都品川区東五反田4丁目5番9号

セメダイン株式会社

代表取締役社長 黒川靖生

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）当社営業時間の終了の時（午後5時20分）までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田2丁目6番8号
東興ホテル会議室（2階）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第74期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 役員報酬等改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cemedine.co.jp/>) において、修正内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、期前半は好調な企業業績と民間設備投資に支えられ緩やかな拡大基調を維持しておりましたが、期後半には、原油高、原材料高が継続するなかで、米国サブプライムローン問題や急激なドル安など、次第に不透明感が強まってまいりました。

当社グループ関連業界におきましては、価格競争は依然として厳しく、原材料価格の更なる上昇が副資材にも波及し、材料費全体を押し上げるなど、予断を許さない状況のうちに推移いたしました。また、改正建築基準法などに伴う新設住宅着工戸数激減の影響により、特に第3四半期以降、建築関連市場を中心に極めて厳しい状況となってまいりました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、引き続き提案型営業活動の徹底を図り新製品の開発と新規市場への販売開拓活動に努めましたものの、期後半の建築土木関連市場の冷え込みの影響を免れず、また、一部不採算品の整理をおこなったことにより、当期の売上高は、21,751百万円と前期に比べ0.3%の減少となりました。利益につきましては、販売価格の是正やコストダウンに取り組むとともに、「セメダイン通商㈱」を当社一般消費者関連市場部門に統合しグループ全体での効率化を推進いたしました。が、原材料費の高騰等により、営業利益は464百万円（前期比29.9%減）、経常利益は476百万円（前期比28.7%減）となり、当期純利益は288百万円（前期比37.1%減）となりました。

以下、当期における市場別販売状況をご報告申し上げます。

建築土木関連市場におきましては、内外装用接着剤が好調でありましたものの、改正建築基準法施行に伴う新設住宅着工戸数激減の影響が期後半に顕著となり、売上高は10,107百万円（前期比2.4%減）となりました。

一般消費者関連市場におきましては、前年度に投入した「セメダインスーパーゴールド」はホームセンター等で定番化が進みましたが、市場の冷え込み感から販売店での価格競争が厳しく、また、当市場の一部を担当していた連結子会社「セメダイン通商㈱」の吸収合併（平成19年10月）を契機に不採算品の取り扱いを中止したことなどにより、売上高は4,782百万円（前期比6.0%減）となりました。

工業関連市場におきましては、電機市場を中心に産業材向けの「セメダ

インスーパー」シリーズの国内販売及びアジア諸国等への海外輸出が引き続き堅調に推移したことから、売上高は6,861百万円（前期比7.5%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米国経済の減速、原油・素材価格の高騰、不安定な為替相場など不透明な状況で推移するものと思われ、原材料価格のさらなる高騰、環境面における規制強化、改正建築基準法の影響等当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くものと考えられます。

このような状況に対処するため、当社といたしましては、新中期経営計画「Cemedine Action - 平成22年（H18年～H22年）（略称CA-22）」を継続し、人を大切に、社会から信頼される企業として、収益力を向上させ、競争に打ち勝てる企業体質の確立を目指してまいります。

原油価格高騰による石油関連原材料の仕入れ価格の上昇に対しましては、効率的な業務体制の構築、生産の効率化等を推進し、今まで以上の原価低減を図るとともに、営業力強化による販売価格の是正、新製品の投入などの諸施策を実行して利益率の確保・向上を図ってまいります。

環境対策につきましては、世界的に安全、環境に対し厳しい規制が施行されてきているなか、当社グループは、社会的責任と事業活動を両立した環境保全企業を志向することを環境基本方針として掲げております。法規制よりもさらに厳しい自主基準を設け、環境対応型製品のラインナップの充実を図るとともに、環境負荷化学物質の禁止・削減・適正管理を推進し、環境負荷の低減を実現させてまいります。

生産・販売体制につきましては、「シー・エヌ・シー株」の生産工場を建設し、中国やタイ王国及びその周辺の高い成長率に適応した製品供給体制を構築するためにタイ王国の「ASIA CEMEDINE CO.,LTD.」の生産能力を増強しました。これらによってグローバルな生産ネットワークを構築すると共に、メーカーとしてのリスク分散と安定供給体制を確立し、日本国内とアジア圏を一市場として捉えた市場戦略と販売戦略を強化してまいります。

そのためには、脱トルエン、脱キシレン等の環境対策をさらに積極的に推進し、他社との差別化を進めるとともに、「ASIA CEMEDINE CO.,LTD.」、「シー・エヌ・シー株」での生産を早期に軌道に乗せ、セメダイングループ全体での企業基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等および資金調達の状況

当期における企業集団の設備投資の状況につきましては、総額1,180百万円で、その主なものはシー・エヌ・シー株式会社の岡山工場建屋および接着剤製造設備であります。

なお、所要資金は自己資金および借入金によっております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第71期 (自平成16年4月 至平成17年3月)	第72期 (自平成17年4月 至平成18年3月)	第73期 (自平成18年4月 至平成19年3月)	第74期(当期) (自平成19年4月 至平成20年3月)
売 上 高(百万円)	21,722	21,040	21,824	21,751
経 常 利 益(百万円)	666	319	667	476
当期純利益(百万円)	394	132	458	288
1株当たり当期純利益(円)	25.92	8.60	30.24	19.16
総 資 産(百万円)	19,396	18,663	19,718	19,248
純 資 産(百万円)	8,400	8,697	9,043	8,906

(5) 重要な親会社および子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
セメダイン神奈川販売株式会社	10百万円	100.00%	接着剤の販売
利根川化工株式会社	10百万円	100.00%	接着剤の製造
シーアイケミカル株式会社	20百万円	100.00%	接着剤の製造
シー・エヌ・シー株式会社	40百万円	40.00%	接着剤の製造販売
台湾施敏打硬股份有限公司	12,500千NT\$	60.00%	接着剤の製造販売

(注) 当社は、グループ全体の事業の効率化を図るため、セメダイン通商株式会社を平成19年10月1日付にて吸収合併いたしました。

関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
セメダインヘンケル株式会社	400百万円	49.00%	接着剤の製造販売
CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD.	10,000千バーツ	49.00%	接着剤の製造販売
ASIA CEMEDINE CO., LTD.	30,000千バーツ	44.00%	接着剤の製造販売

(注) ASIA CEMEDINE CO., LTD. は、平成19年6月1日に増資により資本金が30,000千バーツとなりました。

(6) 主要な事業内容

接着剤、シーリング材などの製造および販売

(7) 主要な営業所および工場

当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区	開 発 部	茨 城 県 古 河 市
大 阪 支 社	大 阪 市 中 央 区	茨 城 工 場	茨 城 県 古 河 市
名 古 屋 支 社	名 古 屋 市 千 種 区	三 重 工 場	三 重 県 亀 山 市

- (注) 1. 上記のほか、札幌、仙台、北関東（栃木県小山市）、広島、福岡に営業所があります。
2. 大阪支社は、平成20年6月1日をもって、大阪市中央区島之内から同南船場に移転いたしました。

子会社の本社および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セメダイン神奈川販売株式会社 (本社)	横浜市神奈川区	シー・エヌ・シー株式会社 (本社)	東京都品川区
利根川化工株式会社 (本社および工場)	千葉県野田市	シー・エヌ・シー株式会社 (工場)	岡山県加賀郡
シーアイケミカル株式会社 (本社および工場)	茨城県常総市	台湾施敏打硬股份有限公司 (本社および工場)	台湾省 台北縣淡水

- (注) シー・エヌ・シー株式会社の岡山工場は、平成20年3月より、生産を開始しております。

関連会社の本社および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セメダインヘンケル株式会社 (本社)	横浜市磯子区	ASIA CEMEDINE CO., LTD. (本社および工場)	タイ王国 バンコク市
セメダインヘンケル株式会社 (工場)	愛知県碧南市	CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD. (本社および工場)	タイ王国 バンコク市

(8) 従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)
352(148)	減13(増15)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(顧問、嘱託、準社員、パートタイム、人材会社からの派遣社員)は()内に当期の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
日本ウイリング株式会社	480百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	300
株式会社りそな銀行	200
株式会社常陽銀行	100

(注) 日本ウイリング株式会社からの借入は、シー・エヌ・シー株式会社が工場建屋および製造設備の導入のために行ったものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 40,000,000株

(2)発行済株式の数 14,856,317株 (自己株式310,683株を除く)

(3)株主数 1,171名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	出資比率
株 式 会 社 力 ネ 力	2,928	19.70%
H e n k e l K G a A (ヘンケル社)	1,517	10.21
セ メ ダ イ ン 共 栄 会	1,466	9.86
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,008	6.78
東レ・ダウコーニング株式会社	563	3.79
株式会社 三菱東京UFJ銀行	550	3.70
株式会社 りそな銀行	400	2.69
信越化学工業株式会社	400	2.69
株式会社 常陽銀行	300	2.01
日本ウイリング株式会社	270	1.81

(注) 1. 出資比率については、自己株式(310,683株)を控除して算出しております。

2. 当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、平成19年11月12日開催の取締役会決議に基づき、平成19年11月13日に300,000株の自己株式を総額99百万円で取得いたしました。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況
取 締 役 会 長	本 郷 美 宏	
取 締 役 社 長	黒 川 靖 生	
専 務 取 締 役	常 守 日 太 刀	開発・購買部門担当 事業本部長
常 務 取 締 役	荒 井 進	経営企画担当 管理本部長
取 締 役	成 塚 隆 男	品質保証部門・危機管理担当 品質統括部長 チーフコンプライアンスオフィサー
取 締 役	猪 瀬 一 弘	管理部門担当 管理部長
取 締 役	生 井 照 雄	生産・物流部門担当 生産・物流統括部長兼茨城工場長
取 締 役	松 本 有 祐	人事総務部門担当 人事総務部長
取 締 役	杉 浦 條 二	営業部門担当 営業統括部長
監 査 役 (常勤)	赤 岩 洋 平	
監 査 役	児 島 政 明	
監 査 役	川 田 勝 美	
監 査 役	小 澤 徹 夫	

(注) 1. 印は代表取締役であります。

2. 監査役のうち児島政明、川田勝美、小澤徹夫の3氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 9名 144百万円

監査役 4名 28百万円 (うち社外監査役 3名 15百万円)

(注) 1. 上記報酬等の総額には当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

2. 上記報酬等の総額のほか、平成19年6月28日開催の第73回株主総会決議に基づき、監査役2名に対し、退職慰労金および弔慰金を総額10百万円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

他の会社の社外役員との兼任状況

監査役 児島政明氏は、株式会社良品計画の社外監査役であります。

監査役 小澤徹夫氏は、株式会社ローソン、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社およびマネックス証券株式会社の社外監査役であります。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

監査役 児島政明氏は、当期開催の取締役会20回の全てに出席し、また当期開催の監査役会21回の全てに出席し、法令等遵守・リスク管理など内部統制その他の取締役の職務の執行に関して意見を述べ、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 川田勝美氏は、平成19年6月28日就任以降開催の取締役会14回の全てに出席し、また同期間に開催の監査役会14回の全てに出席し、主にその経歴によって培われた経験から意見を述べ、取締役会における適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役 小澤徹夫氏は、平成19年6月28日就任以降開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また同期間に開催の監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会における適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役児島政明氏、川田勝美氏および小澤徹夫氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

なお、この責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしております。

当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 20百万円

当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、事実関係を確認の上、会計監査人の解任の是非について審議し決定します。解任する場合は、監査役全員の同意によってこれを行い、その旨および理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

取締役会は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とするときは、監査役の同意を得てこれを行います。また、取締役会は、監査役会が会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とするよう請求したときは、これを株主総会の目的とします。これらの場合は、取締役会と監査役会との間でその理由等について意思疎通を図るとともに、株主総会参考書類にその理由を記載します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社が、業務の適正を確保するために取締役会にて決議をした内容は次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
--

コンプライアンス全体を統括し、推進する組織として、社長が任命したチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しており、その活動を推進すること等により、コンプライアンス体制を確保する。

取締役および全ての使用者が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として制定した「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」に基づき推進を図る。

「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」に、コンプライアンスの推進に関する施策、社内通報制度等を定め、「セメダイン行動規範」については、取締役および全ての使用者に常時携帯を義務づけ、コンプライアンスを自らの問題として業務の遂行にあたるよう、引き続き人事総務部が主管部門となって研修等を通じて指導する。

コンプライアンスに関する社内通報制度として、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局を情報受領者とする社内通報システムを整備し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にしているが、この体制を堅持する。

「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、これら活動を定期的に取り締役会および監査役会に報告する。

コンプライアンスの遵守状況は、監査室が監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」に基づき、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行う。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は「コンプライアンス・リスク管理委員会」が行い、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役が出席する経営会議を原則として毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うものとする。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、当社の「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」「セメダイン行動規範」は、当社グループ共通に適用されるものとし、通報システムの範囲は当社グループ全体とする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会の職務を補助すべき専任者は当面置かないが、必要に応じて監査役会の補助を行うため、監査室、人事総務部及び管理部が「監査役会事務局業務及び監査役の職務の補助を行う」こととし、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に明記し、これを実施する。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに重大な損害を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとする。監査役が出席する会議、監査役が閲覧する資料、監査役に定期的及び臨時的に報告する事項等については、取締役と監査役会との協議により決定する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社及び当社グループ各社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、効率的な監査を実施するため、監査室等と緊密な連携を保つことができるものとする。また、監査役会と代表取締役及びその他取締役と必要に応じて意見交換会を行うものとする。

9．財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に対応するため、内部統制委員会により当社及び当社グループ各社の財務報告に係る内部統制を整備する。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

基本的考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断する体制を整備する。

整備状況

反社会的勢力への対応については「セメダイン行動規範」に定め、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ周知する。不当な要求がなされた場合には、組織で対応を行い、警察・弁護士等外部機関と連携し対応する。

また対応総括部署を人事総務部、不当要求防止責任者を人事総務部長とし、平時より所轄の警察署や関連団体との連携を密にし、情報収集や協力体制の構築に努める。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,328,026	流動負債	7,830,628
現金及び預金	3,826,499	支払手形及び買掛金	6,276,755
受取手形及び売掛金	6,344,768	短期借入金	600,000
たな卸資産	2,098,167	未払法人税等	108,233
繰延税金資産	153,762	賞与引当金	252,953
その他	923,665	その他	592,685
貸倒引当金	18,836	固定負債	2,511,142
固定資産	5,908,339	長期借入金	480,000
有形固定資産	4,106,829	繰延税金負債	33,161
建物及び構築物	2,078,708	退職給付引当金	1,520,866
機械装置及び運搬具	919,623	役員退職慰労引当金	149,272
工具器具及び備品	138,177	その他	327,843
土地	970,320	負債合計	10,341,771
無形固定資産	225,857	(純資産の部)	
借地権	62,689	株主資本	8,740,314
ソフトウェア	138,690	資本金	3,050,375
その他	24,477	資本剰余金	2,676,947
投資その他の資産	1,575,652	利益剰余金	3,115,498
投資有価証券	1,001,074	自己株式	102,506
繰延税金資産	500,630	評価・換算差額等	37,024
その他	134,898	その他有価証券評価差額金	83,698
貸倒引当金	60,950	為替換算調整勘定	46,673
繰延資産	11,899	少数株主持分	129,156
創立費	1,365	純資産合計	8,906,495
開業費	10,534		
資産合計	19,248,266	負債及び純資産合計	19,248,266

連結損益計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		21,751,873
売上原価		16,219,728
売上総利益		5,532,145
販売費及び一般管理費		5,067,729
営業利益		464,415
営業外収益		
受取利息	12,454	
受取配当金	14,745	
持分法による投資利益	31,886	
為替差益	1,239	
その他	32,729	93,055
営業外費用		
支払利息	15,578	
たな卸資産廃棄及び評価損	20,479	
支払補償	20,812	
その他	24,408	81,279
経常利益		476,192
特別利益		
役員慰労引当金戻入	22,300	
国庫補助金収入	104,581	126,881
特別損失		
固定資産除却損	8,644	
固定資産圧縮損	104,581	113,225
税金等調整前当期純利益		489,847
法人税、住民税及び事業税	191,325	
法人税等調整額	8,218	199,544
少数株主利益		2,042
当期純利益		288,261

連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)
(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	3,050,375	2,676,947	2,948,496	3,148	8,672,670
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			121,259		121,259
当期純利益			288,261		288,261
自己株式の取得				99,358	99,358
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計			167,001	99,358	67,643
平成20年3月31日残高	3,050,375	2,676,947	3,115,498	102,506	8,740,314

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	280,951	62,246	218,705	151,910	9,043,286
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					121,259
当期純利益					288,261
自己株式の取得					99,358
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	197,253	15,572	181,681	22,754	204,435
連結会計年度中の 変動額合計	197,253	15,572	181,681	22,754	136,791
平成20年3月31日残高	83,698	46,673	37,024	129,156	8,906,495

連結注記表

- ・記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 - ・連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社は、5社であります。
主要な連結子会社の名称は、台湾施敏打硬股份有限公司であります。
従来、連結子会社であったセメダイン通商(株)は、平成19年10月1日に当社を存続会社として吸収合併を行っております。
 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
持分法を適用した関連会社は、3社であります。
主要な持分法を適用した関連会社の名称は、セメダインヘンケル株式会社であります。
 - (2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
台湾施敏打硬股份有限公司	12月31日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券
その他有価証券
時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの ... 移動平均法による原価法を採用しております。
たな卸資産
総平均法による原価法を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産
当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用し、国外連結子会社は、主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～9年
工具器具及び備品	2～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

創立費

5年による均等償却を行っております。

開業費

5年による均等償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。国外連結子会社は、債権内容により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（5,415,110千円）については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日より費用処理しております。また、過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度より費用処理しております。

役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

5. 連結計算書類作成の基礎となった連結子会社等の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債については、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

- 6. 重要なリース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- 7. その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。
- 8. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 - 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。
- 9. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 - のれん及び負ののれんの償却は、5年間で均等償却しております。
- 10. 会計処理の変更
 - 有形固定資産の減価償却方法の変更
 - 平成19年度の法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更により営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ8,815千円減少しております。
- 11. 追加情報
 - 当社及び国内連結子会社は、平成19年度の法人税法改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更により営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ42,034千円減少しております。

・ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,881,254千円
2. 国庫補助金による圧縮記帳額	
建物及び構築物	61,449千円
機械装置及び運搬具	42,775千円
工具器具及び備品	355千円
土 地	30,600千円

・ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

	前連結 会計年度末	増 加	減 少	当連結 会計年度末
普通株式(千株)	15,167			15,167

2. 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	1株当たりの 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	121,259	8.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たりの 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	118,850	8.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

・ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 590円82銭
 - 1株当たり当期純利益 19円16銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)	17,833,305	(負債の部)	9,529,460
流動資産	12,189,609	流動負債	7,622,961
現金及び預金	3,014,271	支払手形	1,222,197
受取手形	2,510,811	買掛金	5,023,060
売掛金	3,736,578	短期借入金	600,000
商品	277,131	未払金	158,562
製成品	1,101,455	未払費用	226,915
原材料	302,313	未払法人税等	94,326
仕掛品	216,907	未払消費税等	20,916
貯蔵品	117,431	賞与引当金	241,056
前払費用	13,399	設備関係支払手形	9,637
短期貸付金	4,449	その他	26,288
未収金	759,243	固定負債	1,906,499
繰延税金資産	132,412	退職給付引当金	1,474,062
その他	20,457	役員退職慰労引当金	143,920
貸倒引当金	17,253	預り保証金	288,517
固定資産	5,643,696	(純資産の部)	8,303,844
有形固定資産	2,733,137	株主資本	8,220,162
建物	1,346,454	資本金	3,050,375
構築物	130,642	資本剰余金	2,676,947
機械及び装置	459,405	資本準備金	2,676,947
車両運搬具	7,144	利益剰余金	2,595,346
工具器具及び備品	129,130	利益準備金	158,000
土地	660,359	その他利益剰余金	2,437,346
無形固定資産	218,106	資産圧縮積立金	163,023
借地権	57,779	資産圧縮積立金特別勘定	117,546
ソフトウェア	138,231	別途積立金	1,500,000
ソフトウェア仮勘定	7,245	繰越利益剰余金	656,775
その他	14,851	自己株式	102,506
投資その他の資産	2,692,452	評価・換算差額等	83,682
投資有価証券	571,474	その他有価証券評価差額金	83,682
関係会社株式	480,403		
関係会社長期貸付金	1,126,000		
繰延税金資産	445,300		
その他	132,405		
貸倒引当金	63,131		
資産合計	17,833,305	負債及び純資産合計	17,833,305

損益計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上		21,059,394
売上原価		15,843,633
売上総利益		5,215,761
販売費及び一般管理費		4,795,306
営業外収益		420,454
受取利息	19,917	
受取配当金	63,637	
その他	29,202	112,756
営業外費用		
支払利息	10,912	
たな卸資産廃棄及び評価損	18,722	
支払補償	20,812	
その他	17,725	68,172
経常利益		465,039
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入	22,300	
抱合せ株式消滅差益	46,477	68,777
特別損失		
固定資産除却損		8,557
税引前当期純利益		525,259
法人税、住民税及び事業税	158,212	
法人税等調整額	38,727	196,939
当期純利益		328,319

株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
平成19年3月31日残高	3,050,375	2,676,947	2,676,947	158,000	2,230,286	2,388,286
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					121,259	121,259
当期純利益					328,319	328,319
自己株式の取得						
資産圧縮積立金取崩額						
別途積立金積立						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計					207,059	207,059
平成20年3月31日残高	3,050,375	2,676,947	2,676,947	158,000	2,437,346	2,595,346

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成19年3月31日残高	3,148	8,112,460	280,012	280,012	8,392,473
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		121,259			121,259
当期純利益		328,319			328,319
自己株式の取得	99,358	99,358			99,358
資産圧縮積立金取崩額					
別途積立金積立					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			196,330	196,330	196,330
事業年度中の変動額合計	99,358	107,701	196,330	196,330	88,628
平成20年3月31日残高	102,506	8,220,162	83,682	83,682	8,303,844

その他利益剰余金内訳

(単位：千円)

	資 産 圧 縮 積 立 金	資 産 圧 縮 積 立 金 特 別 勘 定	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計
平成19年3月31日残高	169,661	117,546	1,000,000	943,077	2,230,286
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				121,259	121,259
当 期 純 利 益				328,319	328,319
自 己 株 式 の 取 得					
資産圧縮積立金取崩額	6,637			6,637	
別 途 積 立 金 積 立			500,000	500,000	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	6,637		500,000	286,302	207,059
平成20年3月31日残高	163,023	117,546	1,500,000	656,775	2,437,346

個別注記表

・記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く。）並びに三重工場の建物附属設備、構築物、機械及び装置は定額法を、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～9年

工具器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生すると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（5,391,692千円）については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期より費用処理しております。また、過去勤務債務については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

7. 会計処理の変更

有形固定資産の減価償却方法の変更

平成19年度の法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更により営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ3,962千円減少しております。

8. 追加情報

平成19年度の法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更により営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ42,019千円減少しております。

・ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		7,222,325千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の額		
短期金銭債権		1,081,927千円
長期金銭債権		1,126,000千円
短期金銭債務		141,860千円

・ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高に関する注記

売上高		1,477,423千円
仕入高		482,283千円
委託加工費		349,928千円
営業取引以外の取引高		76,467千円

・ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,549	301,134		310,683

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成19年11月12日開催の取締役会にて決議された自己株式の取得による増加	300,000株
単元未満株式の買取による増加	1,134株

・ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

流動資産に含まれる繰延税金資産

賞与引当金		95,313千円
未払事業税		11,949千円
賞与引当金に係る社会保険料		12,624千円
その他の		12,524千円
合	計	132,412千円

固定資産に含まれる繰延税金資産

退職給付引当金	582,844千円
役員退職慰労引当金	56,905千円
貸倒引当金限度超過	19,919千円
ゴルフ会員権評価損	12,494千円
その他の	14,372千円
合 計	686,537千円

固定負債に含まれる繰延税金負債

資産圧縮積立金	106,615千円
資産圧縮積立金特別勘定	76,874千円
その他有価証券評価差額金	57,747千円
合 計	241,236千円

固定資産に含まれる繰延税金資産の純額 445,300千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となる主な項目別内訳

法定実効税率	39.54%
(調整項目)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.10
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.37
均等割額	3.61
試験研究費税額控除	4.52
外国税額控除	0.35
抱合せ株式消滅差益	3.50
その他	0.98
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49%

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	243,698千円	156,476千円	87,222千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

— 年 以 内	28,123千円
— 年 超	68,901千円
合 計	97,024千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	49,715千円
減価償却費相当額	43,569千円
維持管理費用相当額	934千円
支払利息相当額	3,963千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額及び維持管理費用相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

・ 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	シー・エヌ・ シー(株)	東京都 品川区	40,000	直接 40.0%	兼任 1名	当社製品 の加工	事業資金 の貸付	910,000	貸付金	1,120,000
							材料等の 売却	(4,061)	未収金	9,198
							利息の受取	9,383		
関連会社	セメダイン ヘンケル(株)	横浜市 磯子区	400,000	直接 49.0%	兼任 1名	当社製品 の販売	当社製品 の販売	706,345	売掛金	243,177
							材料等の 売却	(1,209,106)	未収金	604,507

注 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売・仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

シー・エヌ・シー(株)に対する材料類の売却については、当社はシー・エヌ・シー(株)の指示に基づき材料類を購入し、購入価額と同額で売却しております。

取引金額の()内は取引の総額であり、計算書類上は購入額と売却額を相殺して表示しております。

セメダインヘンケル(株)に対する材料類の売却については、当社はセメダインヘンケル(株)の指示に基づき材料類を購入し、購入価額と同額で売却しております。

取引金額の()内は取引の総額であり、計算書類上は購入額と売却額を相殺して表示しております。なお、代行購入にかかる事務手数料は別途収受しております。

・ 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 558円94銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 21円83銭 |

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月10日

セメダイン株式会社
取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉 浦 康 雄	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 金 忠 宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三 宅 啓 之	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セメダイン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セメダイン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月10日

セメダイン株式会社
取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉 浦 康 雄	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 金 忠 宏	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三 宅 啓 之	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セメダイン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業報告を受け、また必要に応じて往査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月15日

セメダイン株式会社 監査役会

常 勤	監 査 役	赤 岩 洋 平	Ⓔ
社 外	監 査 役	児 島 政 明	Ⓔ
社 外	監 査 役	川 田 勝 美	Ⓔ
社 外	監 査 役	小 澤 徹 夫	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第74期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当を維持すること並びに将来の事業展開に備えた内部留保を確保することを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、118,850,536円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	黒川 靖生 (昭和17年6月4日生)	昭和40年4月 当社入社 平成8年3月 当社名古屋支社長 平成9年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長（現任）	22,000株
2	荒井 進 (昭和20年8月23日生)	昭和44年4月 三菱商事株式会社入社 平成9年10月 当社入社 平成12年1月 セメダインヘンケル株式会社代表取締役副社長 平成14年4月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成18年4月 当社常務取締役管理本部長（現任）	7,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	成 塚 隆 男 (昭和24年11月24日生)	昭和47年 4月 三菱商事株式会社入社 平成11年 4月 当 社 入 社 平成11年10月 当 社 業 務 部 長 平成14年 4月 当 社 営 業 本 部 長 平成14年 6月 当 社 取 締 役 平成17年 4月 当 社 取 締 役 業 務 部 長 平成18年 4月 当 社 取 締 役 品 質 統 括 部 長 (現 任)	13,000株
4	猪 瀬 一 弘 (昭和22年 3月11日生)	昭和46年 4月 三菱商事株式会社入社 平成13年 3月 三菱液化ガス株式会社常務取締役 平成15年 5月 当 社 入 社 平成15年 6月 当 社 取 締 役 平成16年 4月 当 社 取 締 役 管 理 部 長 (現 任)	11,000株
5	生 井 照 雄 (昭和22年11月14日生)	昭和41年 4月 凸版印刷株式会社入社 昭和43年 7月 当 社 入 社 平成12年11月 当 社 物 流 業 務 推 進 部 長 平成16年 4月 当 社 茨 城 工 場 長 平成17年 6月 当 社 取 締 役 平成18年 4月 当 社 取 締 役 生 産 ・ 物 流 統 括 部 長 兼 茨 城 工 場 長 (現 任)	12,000株
6	松 本 有 祐 (昭和22年 4月22日生)	昭和45年 4月 当 社 入 社 平成14年 4月 当 社 HI 事 業 部 長 平成17年 4月 当 社 管 理 部 長 (総 務 担 当) 平成18年 4月 当 社 人 事 総 務 部 長 平成18年 6月 当 社 取 締 役 人 事 総 務 部 長 (現 任)	16,000株
7	杉 浦 條 二 (昭和24年10月20日生)	昭和48年 4月 当 社 入 社 平成17年 4月 当 社 営 業 本 部 名 古 屋 支 社 長 平成19年 4月 当 社 事 業 本 部 営 業 統 括 部 長 平成19年 6月 当 社 取 締 役 営 業 統 括 部 長 (現 任)	4,000株

(注) 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 赤岩洋平、川田勝美の両氏は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	高津 正 治 (昭和23年10月7日生)	昭和46年4月 当社入社 平成18年6月 当社監査室長	5,000株
2	細野 幸 男 (昭和21年12月2日生)	昭和45年4月 同和火災海上保険株式会社入社 (現 ニッセイ同和損害保険株式会社) 平成11年6月 同社取締役商品企画開発部長 平成14年4月 同社取締役自動車保険部長 平成15年6月 同社監査役 平成19年6月 ニッセイ同和損害保険調査株式会社監査役(現任) 平成20年5月 株式会社東京衡機製造所監査役(現任)	0株

(注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

2. 細野幸男氏は、社外監査役の候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について

細野幸男氏は企業経営の豊富な経験や実績を有しており、当社において監査機能を十分に発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

4. 細野幸男氏が選任された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

なお、この責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしております。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役本郷美宏氏、常守日太刀氏および監査役赤岩洋平氏、川田勝美氏に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社所定の基準による相当額の範囲内で、贈呈いたしたく存じます。その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
本郷美宏	平成7年6月 当社専務取締役
	平成8年4月 当社代表取締役専務取締役
	平成8年6月 当社代表取締役社長
	平成14年6月 当社代表取締役会長（現任）
常守日太刀	平成11年6月 当社取締役
	平成14年4月 当社常務取締役
	平成17年4月 当社専務取締役（現任）

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
赤岩洋平	平成13年6月 当社監査役（常勤） （現任）
川田勝美	平成19年6月 当社監査役（現任）

第5号議案 役員報酬等改定の件

当社は経営改革の一環として、従来の役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を導入することを含めた「役員報酬等の改定」を行うことといたしました。

つきましては、以下の役員の報酬等枠の改定、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給ならびに取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入につきまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(役員の報酬等枠の改定について)

当社の取締役の報酬額は、平成元年6月29日開催の第55回定時株主総会において月額1,300万円以内(取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)、また監査役の報酬額については、平成6年6月29日開催の第60回定時株主総会において月額400万円以内とする旨各々ご承認いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化その他諸般の事情を勘案し、報酬設計の柔軟性を高めるため、取締役および監査役の報酬額等について下記のとおり改定したいと存じます。

1. 取締役の報酬額等については、月額を年額に改め、1億5千6百万円以内とするとともに、上記の金銭による報酬額とは別枠として、株式報酬型ストックオプション分として、年額2千4百万円以内とさせていただきたいと存じます。
2. 監査役の報酬額については、月額を年額に改め、4千8百万円以内とし、そのすべてを固定型の月例金銭報酬とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は9名、監査役は4名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名、監査役は4名となります。

(役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について)

1. 本總會終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたします。
2. 本制度の廃止に伴い、本總會終結時に在任する取締役および監査役全員に対する就任時から本總會終結時までの在任中の功労に報いるため、各氏に対し退職慰労金を打ち切り支給することとしたたく、当社所定の基準による相当額の範囲内で、贈呈いたしたく存じます。また、支給の時期は取締役および監査役各氏のそれぞれの退任時とし、具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

打ち切り支給予定の取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
黒 川 靖 生	平成9年6月 当社取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長（現任）
荒 井 進	平成17年6月 当社取締役 平成18年4月 当社常務取締役（現任）
成 塚 隆 男	平成14年6月 当社取締役（現任）
猪 瀬 一 弘	平成15年6月 当社取締役（現任）
生 井 照 雄	平成17年6月 当社取締役（現任）
松 本 有 祐	平成18年6月 当社取締役（現任）
杉 浦 條 二	平成19年6月 当社取締役（現任）
児 島 政 明	平成18年6月 当社監査役（現任）
小 澤 徹 夫	平成19年6月 当社監査役（現任）

(取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入について)

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、従来の退職慰労金制度を廃止するとともに、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. 報酬としての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

100個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は(以下「付与株式数」という)は1,000株とする。(ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う)

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の翌日から20年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以 上

《会場ご案内図》

東京都品川区西五反田2丁目6番8号

東興ホテル会議室（2階）

電話 東京（03）3494-1050（代表）

